

# 筑波教育学研究

第 16 号

2018年3月

筑波大学教育学会

# 目 次

## 〈筑波大学教育学会第15回大会公開シンポジウム〉

新学習指導要領の意義と射程を探る

..... 藤 井 穂 高 1

## 〈投稿論文〉

ドイツにおける幼児教育制度改革と森の幼稚園の取り組みの教育的特質  
— カリキュラムの分析を中心にして —

..... 後 藤 み な 5

PISA 以降の一般陶冶 (Allgemeinbildung) 論における学校の役割規定  
— ベンナーによる陶冶・コンピテンシー二元論克服の試みを通して —

..... 田 中 怜 23

## 〈研究動向〉

特別活動に関する研究動向

— 生活科・総合的な学習の時間、学級経営研究との関連に着目して —

..... 林 尚 示 41  
鈴 木 樹

## 〈書評〉

星野真澄 著

『アメリカの学級規模縮小政策—カリフォルニア州に焦点をあてて—』

..... 桐 谷 正 信 55

安直哉 著

『国語教育における形象理論の生成と展開』

..... 勝 田 光 61

〈図書紹介〉

唐木清志 編著

『「公民的資質」とは何か—社会科の過去・現在・未来を探る—』

…………… 菊地 かおり 69

〈学会彙報〉（平成29年1月～12月） …………… 73

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉 …………… 75

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉 …………… 82

# 学会彙報（平成29年1月～12月）

平成29年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

## I. 第15回大会

平成29年3月4日(土)に筑波大学附属坂戸高等学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には7件の発表があり、午後からは「新学習指導要領の意義と射程を探る」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ45名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会：渡邊 隆昌（筑波大学附属駒場中・高等学校）

1. 教育学における規範問題(Normproblem)の学理論的展開と超越論的批判による転回  
—1970年代ドイツの超越論的批判教育学による正当化問題  
(Legitimationsproblem)を手がかりに—  
平岡 秀美（筑波大学大学院）
2. 高校入試制度における全県規模の学力テストの必要性に関する研究  
—業者テスト「追放」後の高校入試制度の動向に焦点を当てて—  
岡安 翔平（筑波大学大学院）
3. インターンシップ実習後の感想文のテキストマイニング分析  
加藤勇之助（大阪体育大学）
4. 『鑑賞文選』『綴方読本』の検討  
飯田 和明（宇都宮大学）

第2分科会 司会：大塚 慎太郎（敬愛大学）

1. 学校数学における代数的構造の学習指導のための教材の構成に関する一考察  
— 数の拡張場面に焦点をあてて—  
栗原 和弘（筑波大学大学院）
2. 中学校数学科におけるメタ数学を視点とした教科内容の分析  
— 負数の乗法を事例として—  
村田 翔吾（筑波大学大学院）
3. 或る合同授業から算数・数学の連携を考える  
井上 正允（元 佐賀大学）

〈シンポジウム〉

『新学習指導要領の意義と射程を探る』

・シンポジスト：

藤田 晃之（筑波大学）

「次期学習指導要領が求める学校教育の在り方

— 『社会に開かれた教育課程』の実現に向けて—

井田 仁康（筑波大学）

「社会科教育における見方・考え方—地理教育からの観点を中心に—

日野 圭子（宇都宮大学）

「算数・数学科において育成する資質・能力について」

・司会：藤井穂高（筑波大学）

## II. 機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Studies)』第15号を、3月1日に発行した。

## III. 会報の発行

第31号を6月15日に、第32号を12月15日にそれぞれ発行した。

## IV. ホームページの更新

2月20日、6月14日、12月19日にホームページの更新を行った。

学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/tsukuedu/>

## V. 12月末現在の会員数：300名

## 筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台  
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可  
決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決さ  
れた改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された  
改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条につい  
ては平成25年4月1日より施行する。

# 筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

## 第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

## 第2款 理事、役員を選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

- (1) 会員による投票により選出された理事 10名
- (2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

### 第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

### 第4款 選挙管理委員会

第12条 役員選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

## 筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

# 筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年、年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

## 『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿には、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

### 記

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学人間系教育学域内  
筑波大学教育学会編集委員会 宛

## 編集後記

『筑波教育学研究』第16号は、編集委員のメンバーの一部が交代し、新たな体制での編集となりました。編集の取りまとめも、藤田晃之会員の後を引き継ぎ、飯田が務めています。

編集の経過ですが、本号には5編の研究論文の投稿がありました。しかし、内1編が定められた分量を大幅に超えていて、編集委員会にて審議の結果、残念ながら不受理となりました。結果的に受理した論文は4編です。

受理した論文については、編集委員会にて厳正に審査し、途中、執筆者に加筆・修正をお願いするなどして、最終的に採否を決定しました。本号への掲載は、研究論文2編です。

前号と同様、第15回大会における発表者には、発表の内容を論文にまとめて投稿くださるようお願いしましたが、投稿された論文の数は、あまり多くありませんでした。皆様には、是非、ご投稿くださるよう、お願いいたします。投稿論文には、「研究論文」の他に「研究ノート」「実践研究」の区分もあります。それぞれのお立場から、論題に見合った区分でもって投稿いただければと思います。今回、投稿規程に定められた分量を大幅に超えて投稿された論文がありました。折角の研究あるいは実践の成果ですので、投稿規程に沿って投稿するようお願いいたします。

本号には「研究動向」として、林尚示会員と鈴木樹会員に、「特別活動と関連研究の動向」について寄稿していただきました。特別活動の研究動向を中心に、生活科、総合的な学習の時間、学級経営など、広く関連領域の研究動向との関係を探るなかで、今後の研究を展望する内容となっています。

加えて、本号には、第15回大会における公開シンポジウム「新学習指導要領の意義と射程を探る」の報告を掲載しました。このシンポジウムは、学習指導要領の改訂に直接かかわった会員が少なからずいる本学会の特徴を活かした企画であり、研究部長として、当日、司会を務められた藤井穂高会員のお力を借りて、記録を残させていただきました。さらに本号には、桐谷正信会員、勝田光会員、菊地かおり会員による「書評」「図書紹介」も掲載しています。編集委員会からの要請にお応えいただいた執筆者の皆様に、深くお礼申し上げます。

機関誌は、大会と並んで学会活動の中核となるものです。会員の皆様のお力を借りて、ますます充実した機関誌にしていきたいと考えています。引き続きご協力くださるよう、お願いいたします。  
(飯田 浩之)

# 筑波大学教育学会編集委員会

## 編集委員会委員長

飯田 浩之 (筑波大学)  
(hiroiiida@human.tsukuba.ac.jp)

## 編集委員会

安藤 耕己 (山形大学)  
長田 友紀 (筑波大学)  
銀島 文 (国立教育政策研究所)  
篠塚 明彦 (弘前大学)  
渋谷 恵 (明治学院大学)  
浜田 博文 (筑波大学)  
林 尚示 (東京学芸大学)  
平井 悠介 (筑波大学)  
藤田 晃之 (筑波大学)

## 編集幹事

小山田建太 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

## 筑波教育学研究 第16号

---

2018年3月1日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会  
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
印刷 株式会社いなもと印刷  
電話 029(826)1221

---